

7月17日公示の再公示になります。

公 示 日：2024年8月21日（水）

調達管理番号：24a00435

国 名：ソロモン諸島

担 当 部 署：社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

調 達 件 名：ソロモン国再生可能エネルギー推進アドバイザー業務

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

本案件は、2024年7月17日に公示しましたが該当者がなかったため再公示します。

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：再生可能エネルギー推進アドバイザー
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年10月上旬から2026年9月下旬
- （2）業務人月：13.5人月

（3）業務日数：

- ・ 第1次 準備業務3日、現地業務60日、整理業務2日
- ・ 第2次 準備業務3日、現地業務60日、整理業務2日
- ・ 第3次 準備業務3日、現地業務60日、整理業務2日
- ・ 第4次 準備業務3日、現地業務60日、整理業務2日
- ・ 第5次 準備業務3日、現地業務60日、整理業務2日
- ・ 第6次 準備業務3日、現地業務60日、整理業務2日

本業務においては数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1

次派遣を除いて具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末(2025年2月頃)
- 2) 2025年度末(2026年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年9月4日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年9月13日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 24点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 6点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 37点
- ② 対象国・地域での業務経験 7点
- ③ 語学力 13点
- ④ その他学位、資格等 13点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	再生可能エネルギー推進に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ソロモン諸島は、人口の約 80%が村落部と離島に居住しているものの、首都ホニアラ系統へ総発電量の 80%が供給されており、ソロモン諸島全体の電化率は 12%にとどまっている。ホニアラ系統のピーク需要は 2018 年時点で 16MW であり、2014 年から 2017 年の需要の伸びが平均 3.8%であることから、今後の堅調な成長が期待されている。一方、電力料金は 0.90 米ドル/kWh と大洋州地域で最も高額で、さらに高額な接続料金が顧客の負担であり、電化率が低迷している主要因となっている。エネルギー生産の約 95%を輸入された石油に依存しており、同国経済に重荷になっており、国際価格変動に脆弱で、かつ石油消費は大気汚染等も引き起こしている。

こうした課題を克服し、ソロモン諸島の電力アクセスの向上及びエネルギー源の転換を行うためには、再生可能エネルギーの導入を増やすことが非常に重要である。政府は、電力アクセスの改善を重視しており、国家開発戦略（National Development Strategy, NDS）、二国間および多国間パートナーシップを含む国家セクター政策（エネルギー、気候変動、村落開発、民間セクター開発）でも、再生可能エネルギーの増加が明確に示されている。また、大洋州地域では、「ブルーパシフィック大陸のための 2050 年戦略」において「気候変動と災害リスク、再生可能エネルギーへの移行に対処するため、参加型の科学、文化的小および伝統的な知識、革新的な研究への投資を強化する」ことも盛り込まれており、エネルギー政策にかかる指針が明確に示されている。

再生可能エネルギーは、輸入エネルギー源である化石燃料を削減できるため、2022 年ソロモン諸島の首相は JICA の支援を受けて策定された「再生可能エネルギーロードマップ」を正式に承認し、再生可能エネルギー導入計画を進めている。同計画では、2030 年までにホニアラ系統電力を 100%再生可能エネルギーで賄う事を目標としている。一方、現在の電源構成における再生可能エネルギーの割合は 4.2%（全て太陽光）であるが、2030 年までに 92%（太陽光・水力・蓄電池）まで向上することが計画されている。

上記に加え、ソロモン諸島政府は電力セクター改革にも取り組んでおり、電力法（Electricity Act）の改正、料金体系の再構築、独立した電力統制当局の設立を検

討している。しかし、現在鉱業・エネルギー地方電化省（The Ministry of Mines, Energy & Rural Electrification, MMERE）は、再生可能エネルギー事業の計画策定やステークホルダーの調整能力が不足しており、また民間投資を誘致するための規定等が存在しないため、再生可能エネルギー導入促進に課題が生じている。本支援は、JICA 専門家が MMERE の制度改革および組織強化を支援し、同省に電力セクター全体の計画機関としての機能を持たせるよう、再生可能エネルギー関連政策の策定に当たって技術的な助言の提供を求めることを目的に「再生可能エネルギー推進アドバイザー」の派遣が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、MMERE をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P と共に再生可能エネルギー推進に関する技術的指導・助言を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

本業務で期待される成果および活動は以下のとおり。

（1） 成果

- 成果 1. エネルギートランジションに関する政策実施が促進される。
- 成果 2. MMERE において電力セクター計画庁の設立が推進される。
- 成果 3. エネルギートランジション計画の見直しに関する助言が行われる。

（2） 主な活動

- 活動 1-1 トランジション計画促進や電力料金設定のための基本データを収集・分析する。
- 活動 1-2 MMERE 及びソロモンパワーがトランジション計画を策定・実施するための課題を抽出し、改善に向けた助言を行う。
- 活動 1-3 再生可能エネルギーのポテンシャルマッピング支援（特に水力とバイオマス、海洋温度差発電（Ocean Thermal Energy Conversion, OTEC））を行う。
- 活動 1-4 インセンティブメカニズム（電力買取条件（含 PPA・FIT 等））改善への助言を行う。
- 活動 1-5 各ドナーや IPP の動向を確認し、MMERE の再エネ導入にかかる検討・審査・承認等に際し助言を行う。
- 活動 1-6 MMERE によるソロモン諸島国立大学向け再生可能エネルギーコースの開発についての助言を行う。

- 活動 2-1 組織計画や目標、下位組織の設立や人材採用方針に関する助言を行う。
- 活動 2-2 島嶼国のエネルギートランジションの動向の分析・発信を行う。
- 活動 2-3 他ドナー（含、中国）や関係機関との連絡調整を行う。

- 活動 3-1 エネルギートランジション計画をレビューし、海洋深層水の利用促進に向けた助言を行う。
- 活動 3-2 既存のディーゼル発電と再エネの系統安定運用に関する助言を行う。
- 活動 3-3 電気料金の改訂審査に関する助言を行う（世銀によるタリフレビューも参照）。
- 活動 3-4 再エネ 100%を達成するために不足することが予測される、乾期の夜間供給力開発に関する助言（例：PV+BESS か、揚水によるピークシフト供給、OTEC 等）を行う。
- 活動 3-5 グリッドコードのレビュー、改訂に向けた助言を行う。
- 活動 3-6 MMERE・SP（Solomon Power）以外（IPP・TSO 等）による再エネ導入率向上方法に関する助言を行う

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2024 年 10 月上旬～2024 年 11 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ソロモン作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ソロモンの電力セクター、および再エネ導入に関する現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 社会基盤部及びソロモン支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 社会基盤部による確認ののち提出する。併せて、ソロモン支所にもデータを送付する。

（２） 第 1 次現地業務（2024 年 11 月中旬～2024 年 12 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② MMERE や SP 等からにソロモンにおける再エネ計画・実施状況・課題等関

する情報収集、ヒアリングを行い、政策及びその実施状況を把握する。

- ③再エネ政策策定の方向性や、再エネロードマップ見直しの必要性等について C/P と協議・助言する。
- ④現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICA ソロモン支所に第 1 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3） 第 1 次整理業務（2024 年 12 月下旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤部に提出し、報告するとともに、次回派遣の活動計画等について打合せを行う。

（4） 第 2 次以降の活動（2025 年 2 月上旬～2026 年 8 月下旬）

上記の目標や成果が達成されるように、適切な派遣時期・期間に業務を実施する。

（5） 第 6 次整理業務（2026 年 8 月下旬～2026 年 9 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 社会基盤部に提出し報告する。コメント等があれば修正の上、完成次第監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 英文 3 部（JICA 社会基盤部、JICA ソロモン支所、C/P 機関へ各 1 部）

（2） 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

- ・ 英文 3 部（JICA 社会基盤部、JICA ソロモン支所、C/P 機関へ各 1 部）
- ・ 和文 2 部（JICA 社会基盤部、JICA ソロモン支所へ各 1 部）

ただし、第 6 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書

をもって代えることとする。また、第6次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏める。

・ソロモンエネルギートランジション政策・計画等に関する提言（現地業務結果報告書（英文）に含む）

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

2026年9月30日(水)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 社会基盤部及びソロモン支所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した資料については各次報告書に参考資料として添付して提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ソロモン支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必

要な期間（例：現地業務期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、ソロモンの祝日に留意して提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：MMERE における執務スペース提供

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・ソロモン国 再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクトファイナルレポート

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12341517_01.pdf

・ソロモン国 再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12333829.pdf>

② 本契約に関する以下の資料を JICA 国際協力調達部 契約推進第一課/第二課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ソロモン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更と

なる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 再生可能エネルギー推進に係る専門家ですが、電力セクター全般の知見が求められます。また、再エネ技術に偏った人材でなく、上流の政策や計画の支援ができる人材が C/P から求められています。

以上